

勝山市農業委員会 議 事 録

平成30年2月23日

勝山市農業委員会

勝山市農業委員会 2 月定例農業委員会

1. 開催日時 平成30年2月23日（金）午後1時30分から3時45分
2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室
3. 出席委員（16人）

会長	1 番	松村 勘兵衛
会長職務代理者	2 番	中村 栄治
委員	3 番	松山 隆重
	4 番	久保 晴空
	5 番	鈴木 佐智江
	6 番	齋藤 ひと美
	8 番	山内 百合子
	9 番	但川 よし子
	10 番	辻 総八郎
	12 番	吉川 豊
	13 番	大谷 健一
	14 番	下牧 一郎
	15 番	加藤 駒幸
	16 番	吉田 新一
	17 番	山口 拓雄
	18 番	前田 壽夫

4. 欠席委員（2人）

7 番	牧野 元恵
11 番	北山 謙治

5. 審議内容・結果

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見について

議案第43号 現況証明願いについて

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理機構分）

議案第46号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について

議案第47号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第48号 農作業標準料金の決定について

（報告事項）
・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
・農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井 茂敏
主幹	黒瀬 しのぶ
主任	中川 洋子

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから2月定例農業委員会を開催いたします。
事務局長	本日の会議ですが、4番は、所用のため遅刻する旨の届出がありました。11番、7番は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
事務局長	それでは、会長よりごあいさつを申し上げます。 (あいさつ省略)
事務局長	ありがとうございました。 これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
議長	これより本日の会議に入ります。 まず、事務局より2月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(説明省略)
議長	事務局からの報告はお聞きのとおりです。 なにかご意見、ご質問はありませんか。
議長	無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、13番、14番の両名をお願いします。
議長	これより議事に入ります。 日程第1案第41号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明省略)
議長	これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
17番	問題ないと思います。
6番	雪のため現地に行くことはできませんでしたが、事務局の説明の通りでございました。
議長	以上のとおり説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
4番	なぜ今まで借入地とか貸付地を0にしろというかということ、所有地が1万haあろうが10万haあろうが買えないものは買えない。所有地がいくらあっても、田んぼは買えませ

ん。要は、農業者でなければならない。当該農地を耕作し所有者又は世帯主が共有しなければならない。この●●さんと●●さんは農業をしていないのなら、いくら田んぼをもっているでも田んぼは買えない。今回の議案、農地が農地であるかの確認が最も大事。農地でないところは本来農業委員会とは関係ないから。●●さんの田んぼもいずれも 50 アールには該当しますが、実際に農業をやっているかを確認し、所有権移転ですからその辺の審査資料が必要ではないかと。

賃貸借契約を合意解約して土地をもらう。これは 2 人とも農地法でやればいいのだが、これは交換でしょう？それは資格さえあれば OK する以外ない。書類上は所有地ではなく耕作地や農業をしているか、そういう議案書にさせていただけるとありがたい。

議長 これは 3 条の調査書がありますので、それに一応記載されています。

4 番 議案書にきちんとする必要があるかなという意見です。

議長 これより、議案第 4 1 号について採決いたします。
議案第 4 1 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
（異議なし）

議長 無いようですので、議案第 4 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり承認することに決しました
続きまして日程第 2 議案第 4 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請意見についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 （説明省略）

議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

9 番 雪で現地との境目は分かりませんでしたが、稲株を見ると隣との境があるようですので問題はないと思います。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

議長 無いようですので、これより、議案第 4 2 号について採決いたします。
議案第 4 2 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
（異議なし）

議長 無いようですので、議案第 4 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請意見については、原案のとおり承認することに決しました。
続きまして日程第 3 議案第 4 3 号現況証明願いについてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局	(説明省略)
議長	これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
17 番	●●●さんが、工場の後を変えて使っているという事ですので問題ないと思います。
議長	以上のとおり説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
4 番	隣と合筆するという事？139-1 は現在どうなっている？
事務局	どちらも宅地です。
4 番	問題ないですね。
議長	これより、議案第 4 3 号について採決いたします。 議案第 4 3 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。 (異議なし)
議長	無いようですので、議案第 4 3 号現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、日程第 4 議案第 4 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明省略)
議長	以上のとおり説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
職務代理	町名に統一性がない。
事務局	和歌山県と書いてあるのは正しくは、和歌山市も入ります。和歌山県和歌山市六十谷です。
議長	これより、議案第 4 4 号について採決いたします。 議案第 4 4 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。 (異議なし)
議長	無いようですので、議案第 4 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、日程第 5 議案第 4 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてと日程第 6 議案第 4 6 号農用地利用配分計画（案）に対

する意見聴取については関連がありますので、一括して議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

4 番 新規では 1 番の使用貸借は何か訳あり？

議長 これはファームが受けるのですが、ファームの規定で組合員でない人から借り受ける場合、500 m²以下は無料となっている。賃貸料が 0 という表現なのですが、0 だけが使用貸借ということになるのではと思います。

4 番 それはファームと支援センターの契約の話。これは違うので、その辺はどうですかという話。ファームが支援センターからただで借りようが支援センターからこの人へは無料なのかどうなのかという事。

議長 もちろん無料です。

4 番 契約できないでしょう。支援センターというのは、もし委託を受けた場合相当な理由がなければ年貢を払わないといけない。もし借り手が誰もいなければ。支援センターのものですから。

議長 今までの集積で無料というのがありました。

4 番 出す人がかわいそうだから。配分計画する会長のところからもらわなくても、ここから払ってあげないと、と言わないといけない。支援センターに払えと。

議長 支援センターは国からお金をもらってやっているので払わなくてもいい。

4 番 基本構想とかいろんな問題にかかってくる。整理しておいたほうがいいのではと思った。
●●の三人の所有権の移転は済んでいないんですね？

事務局 相続の手続きはしていないのですが、相続関係の委任状が取れましたので、こちらの方の申し出人となっております。

4 番 農地法 3 条の後から出てくる届出は、まだ発生していないんですね。では、最初から支援センターがしっかりしなさいと言わないと。農業公社はそういう違法な契約をしようとしたという事。農業公社が、あの計画をもって集積計画を立てたとするならば、市役所がたて

る計画なら、市役所が調べてやっているのだから、他の権利者の権利を考えずにしたのでからコンプライアンスに違反する。同じ法律、契約、集積計画にあたってなぜ2つ書式があるの？これを公告する場合には、規定によって勝山市の公告の例によって、書式設定と文書取扱規定が決まっている。なぜ書式が2つあるのか。どちらが正しいの？まだ計画設定の決まらないものを、支援センターが配分計画を出しているそのものが気になる。決定も公示もしていないのなら、配分できるわけがない。集積計画を農業委員会の決定に基づいて、支援センターにお願いし、支援センターがそれをもって知事に配分計画を出しておかないといけない。事務処理については、契約をしないとイケないのでは？支援センターと市役所との間で。農業委員会は行政委員として職務権限を決定して行政に対してそれを執行させるのだから、それを認識しないと。整理して顛末をきちんとしてください。

職務代理 農業基盤促進法18条1項による貸方と県が受ける意見聴取についてと配分計画について、27年9月に調査して農業経営基盤促進法に対する基本構想、勝山市に26年9月に中間機構が出来まして直された。その中に、公告ですけれど、勝山市は勝山市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めるとき、又は5の1の規定による勝山市農業委員会の行政の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、勝山市の掲示板に掲示し公告するようにとなっています。なので、この配分計画が一緒に出てくる。農林水産省のホームページを見ていると本当は募集しないとイケない。個人農家の補助金をいただくために中間管理機構を利用した。受け手が認定農業者でもなんでもないときは、募集した格好にしてある。公告の義務とか流れが農業委員会としては出せない。実務上時間もないし配分計画を含めてですが、配分に関しては何もないので、県が出てきたものをそのまま意見聴取となりますので、書類として、配分の見本があればいいんですけど、少し宿題としていただけませんか。

4番 これは市役所を責めているのではない。支援センターの事務処理の運用と法律の運用については問題ですよと言っている。中間管理機構に関する18条による、知事に認可をもらわないとイケない。公示もしていないものを配分計画できるわけがない。

議長 基本的に配分計画ができたものについて、支援センターがうけるというスタンスですのでこういう形になる。

4番 受けたら支援センターは、決まるまで契約元に賃借権を払わないとイケない。

議長 右左が決まらないと、支援センターのところは勝山の耕作としては受けていないという事なのでその辺のご了解いただかないと、だからこれいっぺんに出てくることになりますので。

職務代理 北野津又の追加で県知事の契約書のようなもの送ってくるのは既に来ているのでは？5月1日からだと4月末くらいでしょう。行って来ての、キャッチボールの作業を一気にやってしまうから。配分計画が終わって書類届けて意見聴取して終わりました、こっちで配分は

こうですよというのが本当だが。そうっていないことは分かる。４５号が終わってからじゃないと、４６号なんて先走りだといわれるまでだ。

４番 だから一緒に集積計画の決定をして出せばいい。

職務代理 県の配分計画は県の許可がいる。農業委員会の使命は意見聴取くらいだったと思います。

４番 配分計画を作成したのでそれが相当という意見書を出さないといけない。一覧表が配分計画ではない。行政の資料としてはいかなものかなと。勝山市の農業公社ががんばって集積して、基本構想に基づいて頑張っているやつはみんな支援センターがもっていったら、市役所は農業公社を育てるためなんだからお金をいっぱい出さないといけない。

議長 これより、議案第４５号について採決いたします。
議案第４５号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第４５号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、議案第４６号について採決いたします。
議案第４６号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第４６号農用地利用配分計画（案）については、「適当」との意見といたします。

議長 続きまして日程第７ 議案第４７号 農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

４番 農地法第３０条はどうなっている？農地法によるところの農業委員の重大な仕事が最初増えた、農地の利用状況調査をしなさいとなっている。何をするかというと、農地法改正に基づいて農地台帳は作りなさいと。その整備を急がないという事は、農地か農地でないかの基本的な事項は２条。運用通達については、農地法による農水省から通達を受けないといけない。となると、この農地は我々がパトロールしたときに、農地と認めるには相当な投資だとかをしなさいといけないので、耕作放棄地になるのは時間の問題。家庭菜園だけなら農地ではない。ところどころに転々としているのは農地でないから。
この議案書の不備、判断するか否やのときではない。要は、２条１項に該当するか判断は、

パトロールしたときに農振地域内についてはいろんな問題がある、本来ならできない。農振地域を外さないといけない、でもそんな時間がない。となると、1番のなかに原野というのがある。原野は関係ない。白地というのは、農振地域内にあう農用地でないところを表す。この決定の判断をするにあたっては、この表の中に現況を設けないと。地域区分のところは現況を書くべきではないかと。書式を変えるべきではという意見をします。

事務局

農振農用地の地番につきまして、農地法の運用について農地に該当しないとされた農用地区域内は、すぐに除外する必要はないと県からの見解は聞いております。数字の整理として聞いておくべきであると聞いております。農地法の運用において、農地に該当しないと判断された土地については、次のいずれかに該当する場合をのぞき農用地区域から除外せず法第10条第3項の規定する農用地等とすることが適当の土地に該当するものとして農用地区域内に残置しておくことが適当と農林水産省のガイドラインに記載があります。農振農用地の土地だけど農地に該当しないというのがあるかと思います。ガイドラインに載っていましたので、農地でないところも挙げさせていただきました。

4番

そうではなくて、どこにも非農地としての判断が載っていない。すべて田と書いてあって非農地と判断しなさいって、どうするんだ。そのことを言っているのであって、県の通達などのことなど聞いているのではない。

3番

農地台帳からあげているのではないの？

4番

この土地を全部かえないといけないから、農用地から落とさないといけないから非農地という決定を我々にやりなさいと。その議案書としてはどこにも現況が書いていないという事を言っている。

8番

現況が書いていないのに判断しなさいというのは我々もちょっと。

4番

皆さんが現況でなく台帳をもって田というのに認定するのに賛成というなら通らない。決定通知を出すんでしょう？

職務代理

そういう作業をここまでしたので、地主に対して非農地の案内文を出して農地台帳を削除していいですかという判断、こちらで非農地であるかの判断調査もできますが、今日の提案はそこまでしかできない。

4番

農地利用意向調査は様式がある。農地台帳の整理は、いままで農地法になかった。今度は新しくしなさいとなっている。現況を通知してそこで終わり。そこを一つも書いていない。不備があるからそこを直しなさいという事。運用通達は関係ない。

13番

事務局がこの書類を出した目的はなんですか？通知を出したための資料なのか、我々に判断しろという意味で出したのか。久保さんは権限があるからすればいいという判断だが

事務局はどちらの判断ですか？

事務局

こちらの地番を、農業委員会で非農地として判断していただくことです。

12 番

現況が何かというのを書かないと進まないと思う。当然みんなは、現況は分かっていると思うから表さなくてもいいとだすのか、明らかにこの地目を確定して農業委員会の決議に出すのかそれを決めればいいのでは。

議長

各地区委員にこの名簿いつていますよね。その委員から報告をもらえばいい。

4 番

我々が現地確認して情報を認識して共有して、農地法第2条第1項の規定を運用して非農地決定をしてしまおうとしてから、初めて地権者にこういう決定をしたから地目変更しなさいというのが農業委員会の役割。書いていないのに何を決定するんだ。

議長

現況地目も後ほど入れますが、各委員から見て頂いた中で、田んぼで作っていたよというのがあれば申し出てください。書類については差し替えし送付させていただきます。

13 番

議案書なのに差し替えというのはおかしい。差し替えたらやり直さないと。

3 番

1筆1筆確認しようと思うと大変だと思う。航空写真などでみて田んぼでない畑でないと挙げていると思う。地目というのは台帳の地目、現況はわからない。農地でないという事がわかれば。個人が法務局に申請して変えてもらわないかぎり出来ない。現況がわかれば一番いいですが、大変な仕事。地目が農地になっているが農地でないという証明なら、航空写真等で判断した結果、農地ではないという個人に対する通知ですとかやればできないことはない。要するに農業委員会の書類を1筆ごとに付けないといけない。それをつけないと法務局は受け付けてくれない。

4 番

そんなの当たり前。1筆1筆決定したなら通知書を出さないといけない。農業委員が現地確認してまとめたのがこの一覧表。一覧表を処理しないと。それは事務局でやるのか部長の配慮を以って誰かにさせるのか、1筆1筆書いてある通知書がないと法務局は受け付けてくれません。決定をするのに何も書いていなかったら決定ができないでしょ？という意味。差し替えの話ではない。

議長

審議の結果、来月再提出いたします。

13 番

議案書に我々が判断するのに必要な情報を最低限入れてもらわないといけない。議案書としてどうなのかというのであって、現況を知っているかどうかの話ではない。

議長

継続審議という事でお願いします。

続きまして日程第8議案第48号農作業標準料金についてを議題といたします。事務局よ

	り説明をお願いします。
事務局	(説明省略)
議長	以上のとおり説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
4 番	農業委員会が決定する根拠はなに？基本構想に何か書いてあるの？
議長	これは作業委託される場合のあくまでも目安ですので、料金については個人的に話し合っ て決めて頂くという事ですが、なにか目安がないとわからない、という事で目安を、県を 基準にして勝山市に合わせた数字をつくっているという事です。
事務局	農作業標準料金につきましては、法律上の定めは有りません。しかし、平成 21 年度の農地 法の改正によりまして、標準小作料が廃止となりました。賃作料情報等は、農業委員会が 公表することと法律に定めがございます。農作業標準料金についても公表しております。 県内でも多くの市や町農業委員会が共同で策定して公表しているところもございます。勝 山市につきましては、以前から農作業標準料金設定委員会で協議・検討しまして、その結 果を農業委員会で諮って公表という形にさせて頂いています。
4 番	農地利用最適化推進に関する指針というのがあって、それに基づいて情報の公開に努めな ければならない。ただし、それでは田んぼを何かしてくれという時に農作業料金を参考と するものの情報を提供するレベルのもの。
議長	参考にしてくださいというだけで、なにもこれが強制でもなければなんでもございませ ん。
職務代理	順番としては、農業委員会が農作業料金設定委員会に委託していかないと、という形。今 日提示した内容で修正あって決めるのもいいんだけど、委員の意見があったらそれが優先 されると思います。意見があれば言ってもらって直してもらえばいいと思う。が決定権は ない。市に公示する決定が OK となったら、はじめてホームページに出すから。ここで個 人個人の委員さんの意見は大事、責任も重く 尊いもの。
議長	どちらが先とは別として、作業を請け負うものが納得しないと作業にはいかないのですか ら。目安ですので、各農業団体は、これを利用しているところは少ないと思います。お互 いに話し合っ て決めていただく。
議長	これより、議案第 48 号について採決いたします。 議案第 48 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。 (異議なし)
議長	無いようですので、議案第 48 号農作業標準料金については、原案のとおり承認すること

	に決しました。 次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。
事務局	(説明省略)
議長	このことについて何かありますか。
議長	次に農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告願います。
事務局	(説明省略)
議長	このことについて何かありますか。 それではその他に入ります。 議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。
14 番	議会は今月 27 日から 3 月定例会が始まります。3 月定例会は、来年度の予算審議が最重要となるので慎重にさせて頂きたいと思います。
6 番	JA からは、3 月に入りますと特別座談会が各支店に順次行われます。今年度は役員改選などいろいろありますので、是非出席していただきたいと思います。
議長	次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明をお願いします。
事務局	今回は、3 月 26 日（月）午後 1 時 30 分からの開催となります。
議長	2 月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
職務代理	慎重審議ありがとうございました。